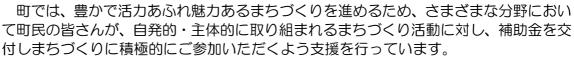
皆さんのまちづくり活動を応援します

・・・「愛荘町まちづくり活動支援事業補助金」・・・



今年度の補助金交付を希望される団体は、応募書類に必要事項を記入いただき、期限までに提出してください。みなさまの積極的なご応募をお待ちしています。

■ 募集内容

町内において、福祉・防災・環境・国際交流・教育および文化等様々な分野において、自ら主体的に取り組むまちづくり活動。

■ 応募資格

町内に活動拠点があり、ボランティア活動などの非営利の活動をしている 5 人以上の団体で、その半数以上が町内に在住、在勤又は在学している活動団体とします。町内で行う事業で、町民の誰もが自由に参加できる活動であれば、活動の規模やテーマは問いませんが、宗教・政治に関するものは除きます。

《対象とならない活動は》

- 国、県、町及び公益法人が実施する他の財政的支援を受けている事業、又は受ける予定の事業
- まちづくり活動の主たる効果が町外で生じる事業
- 活動の構成員に制限がある事業

例えば ある区・自治会の構成員の人のみが活動しておられ、他の区・自治会の人が入れないような活動については、この補助金の対象となりません。

■ 補助金額は

- 一団体、当たり10万円を限度とします。
- 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てします。
- 補助金の交付は、同一事業につき3年を限度とします。

■ 応募方法

平成26年8月25日(月)までに総合政策課へ応募書類を提出してください。

応募書類は、役場総合政策課(愛知川庁舎2階)にお越しいただくか、下記 URL からダウンロードしていただけます。

URL: http://www.town.aisho.shiga.jp/pdf/soumu/14 matizukurihojo.pdf

■ 審査方法

申請書により、愛荘町まちづくり活動支援事業補助金審査会が書類審査し、その審査結果に基づき町長が交付決定します。

■ 問合せ先・申し込み等

愛荘町役場 総合政策課(愛知川庁舎2階)

Tel 0749-42-7684 fax 0749-42-6090

E-mail seisaku@town.aisho.lg.jp